

9月定例会議 一般質問

10月2日、節木三千代県議は、①生活保護 ②障害者の雇用 ③特別支援学校 ③（仮称）大津びわこ競輪場跡地の商業施設建設について、県民の切実な声を届け、三日月大造知事、青木洋教育長に実現を迫りました。



憲法25条で保障された「健康で文化的な生活」を崩す！ 母子家庭など7割の利用世帯を直撃！生活保護費削減は撤回を

安倍政権は、生活保護基準引き下げを2013年8月から毎年のように繰り返し生活困窮世帯にぎりぎりの暮らしを強いています。この10月からの基準引き下げは、利用世帯の7割近くで保護費が減額されることになり、削減総額で210億円にものぼります。

ふしき県議は、「物価は高騰し、今でもぎりぎりの生活で、野菜は買えない。カップラーメンでとにかく腹がふくれればいい。親せき・近所づきあいなんてとてもできない。社会から孤立していく。これで健康で文化的な生活といえるのか」と三日月知事に迫り、今回の削減は「健康で文化的な生活を侵すものだ」と指摘しました。大津市では母子世帯（母と中学生1人）では、前月と比べて3990円の減額になり、年間47880円にもなります。

また生活保護基準は、最低賃金を決定する要件や、就学援助など低所得者向けの各種制度の基準になっており、国民全体の暮らしにも大きな影響をあたえます。憲法で保障された生存権を掘り崩す生活保護基準の引き下げは、撤回するよう国に求めよと迫りましたが、知事は「必要な見直しがおこなわれたもの」と答弁しました。



生活保護費削減の影響を示して一般質問するふしき県議

1時間45分もスクールバスに乗車！6割の教員の給食がつかれない！ マンモス化・過密化する草津養護学校は、分離・新設を



大津市の南部の子どもたちが通う草津養護学校の児童生徒数は、今年度361名で、開校時の3.5倍の人数でマンモス化・過密化しています。給食提供能力は420食で、4割の教員分しかつかず、6割の教員は給食の味がわからないなかで、刻み食・ペースト食の子どもたちの食事指導を余儀なくされています。スクールバスに1時間45分も乗車している子どもたちもいます。9月18日には、「草津養護学校で学ぶ子どもたちの教育条件をよくする会」が三日月知事・青木教育長宛で「子どもたちに安全でゆとりある学校生活を求める要望書」を提出しています。ふしき県議は、知事と教育長に対して「草津養護学校の分離新設を。県政の優先課題だ」と迫りました。

（実証研究に参加して）朝、行ってらっしゃいと子どもを送り出し、お帰りと言って我が家で迎える。こんな体験をしたのは初めて。どれだけ新鮮でうれしかったことか。県はいつまで実証研究をやるのか。早く本格実施を。

「医療的ケアが必要な子どもたち」の通学保障を 看護師乗車のスクールバスで本格実施を

ふしき県議は、医療的ケアが必要な子どもの送迎をしている北大津・三雲・野洲養護学校の保護者の声を紹介。「お母さんが体調を崩せば学校を休まざるを得ないのが現状。学ぶ権利は県が保障すべき」と教育長に迫りました。知事は平成32年以降できるだけ早い時期に（通学支援を）本格実施するとしていますが、東京都や大阪市の取り組みのように「看護師が同乗するケア児専用の通学車両の導入」を知事に強く求めました。

呼吸器のアラームが鳴ればすぐに車を止めなければならない。出来るだけ信号のない道路を選んで学校につれて行っている。あと2年で卒業を迎える。私たちの子どもを真ん中に置いて検討してほしい。早く制度をつくってほしい。

夜中は痰の吸引が必要でいつも寝不足。でも子どもは学校が好きで、笑顔を見ると登校させてあげたいと思う。通学支援してもらえたら。

（仮称）大津びわこ競輪場跡地の商業施設建設問題 誰もが安心して利用できるように

大津市二本松の元競輪場跡地には、売り場面積12,894㎡の大規模商業施設が建設されようとしています。大規模小売店舗立地法（以下「大店法」と略す）に基づき手続きがすすめられていますが、都市公園があり、緊急避難場所・指定避難場所として位置づけられていること、周辺道路の交通量が多いことから、7月31日の設置者（大和リース）による事前説明会では、参加者から意見や不安の声が出されました。9月20日には、三日月知事宛に住民から、「県の役割を果たすよう要望」が出されました。

私は「今後大店法に基づく説明会は広範囲に周知し、参加者の声を十分聞くよう設置者に対して意見をいうこと、行政が責任を持った説明会の開催を」と求めました。商工観光労働部長は「県としても、より多くの住民の方が説明会に出席できるよう配慮する必要がある。周知範囲を広げることや、複数回の開催など、設置者および大津市と調整してまいります」と答弁しました。引き続き、誰もが安心して利用できるよう求めていきます。

みちよのかげ歩き（記）

（ふしき）

生活相談会をおこなっています。

毎月 第1.3月曜日 午後3～5時まで

場所：ふしきみちよ事務所 無料・秘密厳守

2018年10月10日 発行：ふしきみちよ事務所

大津市末広町4の4 Tel・Fax 077-523-0334

メール mfushiki@beach.ocn.ne.jp ふしきみちよ公式ホームページ <http://fusiki.huu.cc/>

ふしき みちよ

検索